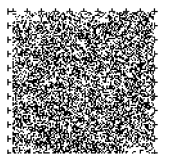

第5期大牟田市障害福祉計画

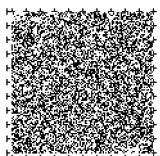
平成30年度～32年度

(2018年度～2020年度)

平成30年3月

大牟田市





目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画策定体制	2
5	市民参加	3

第 2 章 障害者等の現況

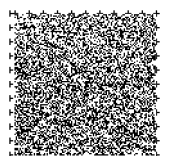
1	障害児・者の手帳所持者数の推移	5
2	精神障害者の状況（精神通院医療利用者数の推移）	8
3	難病の状況（特定疾患医療・指定難病医療費受給者数の推移）	9
4	障害福祉サービス等利用決定者数の推移	9

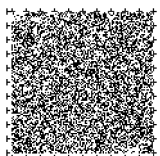
第 3 章 障害福祉サービス等の成果目標及び見込量

1	平成 3 2 年度の成果目標の設定	1 0
2	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	1 4
3	地域生活支援事業の実施に関する事項	2 4
4	障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	3 3

第 4 章 計画の推進

1	P D C A サイクルによる評価と見直し	3 8
2	計画における P D C A サイクル	3 8
3	大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会との連携	3 8





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために国が定めた基本指針に即して策定するもので、自立と共生の社会を実現し、障害のある人が地域で暮らせる社会の確立を目指すものです。また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けされたこと等を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、一体的に策定するものです。

このたび、平成29年度をもって、第4期障害福祉計画の計画期間が終了することから、第5期障害福祉計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、国・県の動向や、本市におけるこれまでの第4期障害福祉計画の成果目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービスの利用状況等を踏まえ、平成32年度を最終目標年次とした具体的な成果目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)抜粋

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 (第3項以下 略)

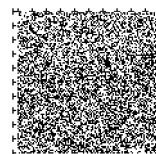
児童福祉法(昭和22年法律第164号)抜粋

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み (第3項以下 略)



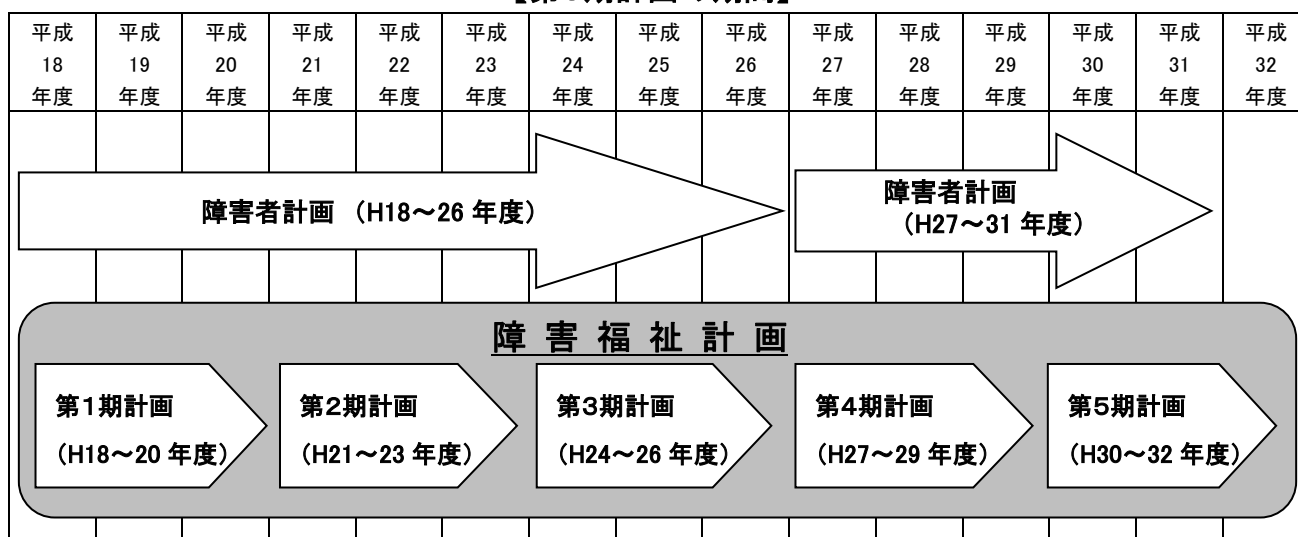
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。国の基本指針に即して、計画の最終年度である平成32年度の成果目標及び障害福祉サービス等の見込量等について定め、本市の障害者施策に関する基本的な計画である「大牟田市障害者計画（平成27年度～31年度）」と整合のとれた計画として策定しています。

3 計画期間

第5期計画の期間は、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

【第5期計画の期間】

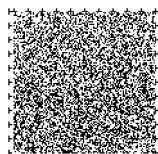


4 計画策定体制

○大牟田市障害者計画推進委員会

障害者基本法第36条第4項の規定に基づく合議制の機関であり、市町村が障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当委員会の意見を聴かなければならないとされています。

委員は15人以内をもって組織し、①学識経験を有する者、②福祉、医療若しくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者、③公募による市民、④関係行政機関の職員、⑤大牟田特別支援学校の校長又は教諭で構成し、さまざまな意見をいただきながら本計画を定めました。



5 市民参加

(1) 大牟田市障害者計画推進委員会への公募委員の参画

大牟田市障害者計画推進委員会に、公募による市民委員2名が参画し、いただいたご意見を計画に反映させました。

◎第1回委員会（H29.7.12）

- ・第5期大牟田市障害福祉計画の策定について
- ・第4期大牟田市障害福祉計画の平成28年度実績について
- ・大牟田市障害者計画に掲げる事業の平成28年度の実績について

◎第2回委員会（H30.1.15）

- ・第5期大牟田市障害福祉計画（案）について

◎第3回委員会（H30.2.26）

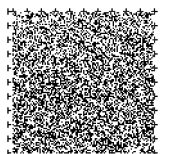
- ・第5期大牟田市障害福祉計画（案）について

(2) 障害者団体との意見交換会の実施（H29.11.29～12.8）

市内の障害者団体であるNPO法人大牟田市障害者協議会の3障害（身体・知的・精神）の代表者と意見交換会を実施しました。また、コミュニケーション等の支援を要する聴覚障害者の団体や視覚障害者の団体とは、身体障害に関する意見を補完する形で、別途意見交換会を実施しました。いただいたご意見は計画に反映させました。

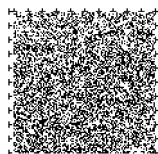
(3) 障害者施設への聞き取り調査の実施（H29.10.13～11.16）

市内の障害者施設24事業所を訪問し、聞き取り調査を実施し、障害福祉サービス等の必要量見込みの参考としました。



大牟田市障害者計画推進委員会名簿

	区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委員長	医療機関	蓮澤 浩明	大牟田医師会 (顧問)
副委員長	学識経験者	堺 裕	帝京大学福岡医療技術学部 (教授)
委 員	福 社	内 田 勉	大牟田市社会福祉協議会 (事務局長)
		高口 悦子	大牟田市民生委員・児童委員協議会 (監査)
		叶 義文	大牟田市障害者協議会 (大牟田恵愛園施設長)
		増田 佳子	大牟田市障害者協議会 (多機能型事業所エンゼル施設長)
		古賀 敬之	大牟田市障害者協議会 (障害者相談支援事業所ハーツ所長)
		泉田 健一	大牟田市障害者協議会 (障害者就業・生活支援センターほっとかんセンター長)
		大場 和正	大牟田市障害者協議会 (大牟田市障害者協議会事務局長)
		清田 純次	大牟田市ボランティア連絡協議会 (幹事)
	その他団体	奥 蘭 征 裕	大牟田商工会議所 (専務理事)
	市民公募	前田 カズ子	
		田 辺 広	
	行政機関	竹内 朗	大牟田公共職業安定所 (統括職業指導官)
		島津 義浩	大牟田市立大牟田特別支援学校 (教頭)
		15名	

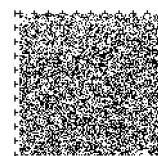
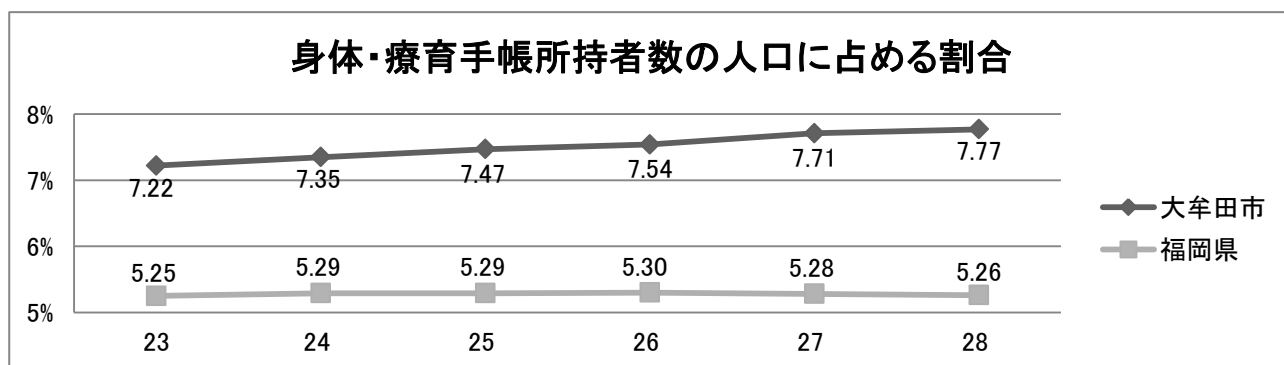
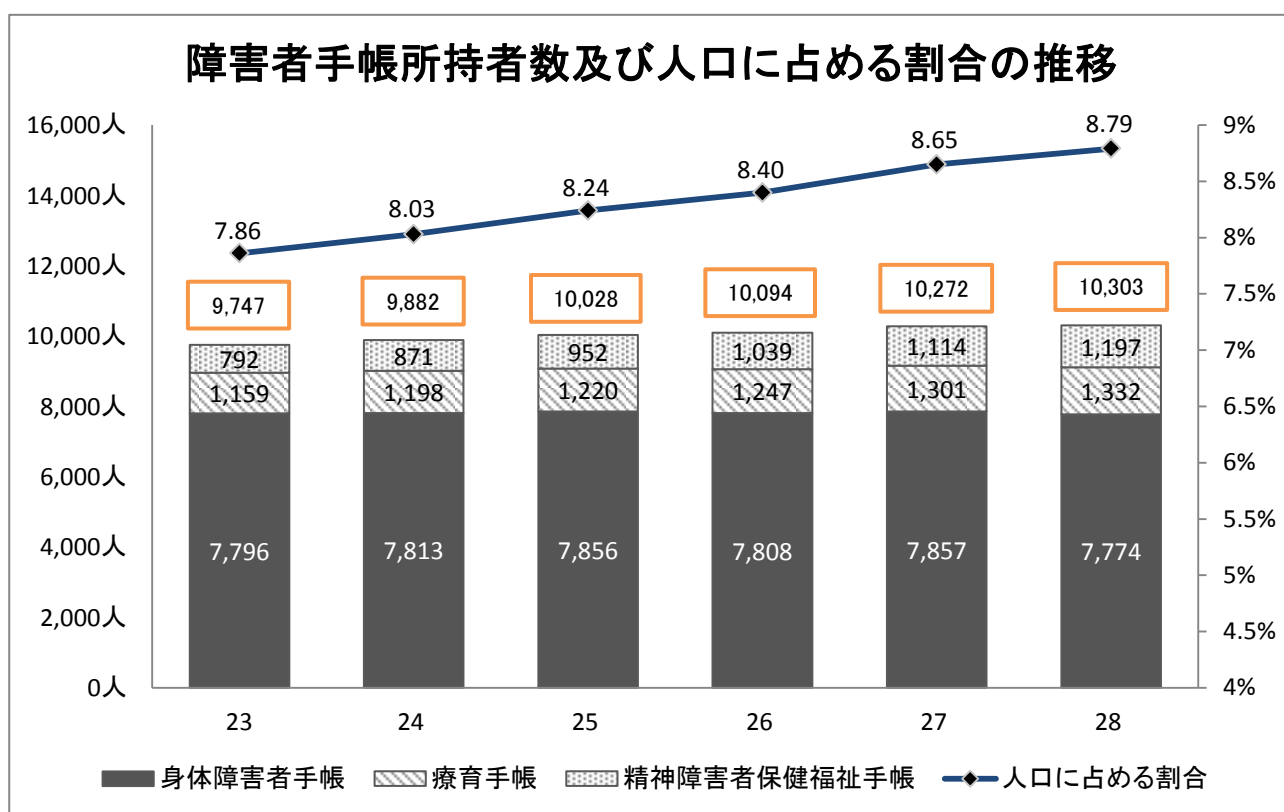


第2章 障害者等の現況

1 障害児・者の手帳所持者数の推移

(全体) 大牟田市の障害児・者数(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む)は、平成29年3月31日現在で10,303人です。人口に占める割合は8.79%で増加傾向にあり、市民の約11人に1人が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っているという状況です。

また、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計についても増加傾向にあり、特に精神障害者の割合は、高い伸び率を示しています。(平成23年度から平成28年度の伸び率:51.1%)

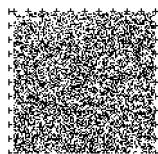


(身体障害者手帳)

① 障害等級別年度推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度末時点で7,774人となっており、平成26年度末時点と比べて減少していますが、1～3級が減少し、4～6級が増加しているという状況です。また、1級及び2級の割合が48.5%となっており、重い障害の方がほぼ半数を占めています。

障害等級	年齢区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	18歳未満	41	39	42
	18歳以上	2,385	2,416	2,367
	計	2,426	2,455	2,409
2級	18歳未満	8	6	9
	18歳以上	1,404	1,382	1,351
	計	1,412	1,388	1,360
3級	18歳未満	13	12	12
	18歳以上	1,193	1,192	1,164
	計	1,206	1,204	1,176
4級	18歳未満	11	10	10
	18歳以上	1,692	1,711	1,715
	計	1,703	1,721	1,725
5級	18歳未満	4	4	4
	18歳以上	539	562	570
	計	543	566	574
6級	18歳未満	6	5	5
	18歳以上	512	518	525
	計	518	523	530
合計	18歳未満	83	76	82
	18歳以上	7,725	7,781	7,692
	計	7,808	7,857	7,774



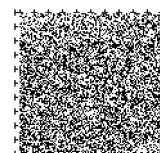
② 障害種別年度推移

身体障害者手帳所持者全体のうち、50.5%が肢体不自由の方、30.1%が内部障害の方で、併せて8割以上となっています。

障害種別	年齢区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	18歳未満	8	7	7
	18歳以上	812	788	744
	計	820	795	751
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	13	10	11
	18歳以上	680	662	641
	計	693	672	652
音声・言語・ そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0
	18歳以上	121	119	104
	計	121	119	104
肢体不自由	18歳未満	46	43	47
	18歳以上	3,893	3,911	3,878
	計	3,939	3,954	3,925
内部障害	18歳未満	16	16	17
	18歳以上	2,219	2,301	2,325
	計	2,235	2,317	2,342
合計	18歳未満	83	76	82
	18歳以上	7,725	7,781	7,692
	計	7,808	7,857	7,774

（療育手帳）療育手帳の所持者数は、平成28年度末時点で1,332人となっており、平成26年度末時点と比べて、85人（6.8%）増加しています。また、年齢区分別に見ると、18歳未満が23人（12.1%）、18歳以上が62人（5.9%）の増加となっており、18歳未満の増加率が高くなっています。

障害程度	年齢区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A (最重度・重度)	18歳未満	67	75	74
	18歳以上	563	579	585
	計	630	654	659
B (中度・軽度)	18歳未満	122	138	138
	18歳以上	495	509	535
	計	617	647	673
合計	18歳未満	189	213	212
	18歳以上	1,058	1,088	1,120
	計	1,247	1,301	1,332

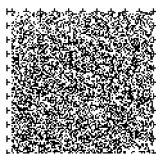
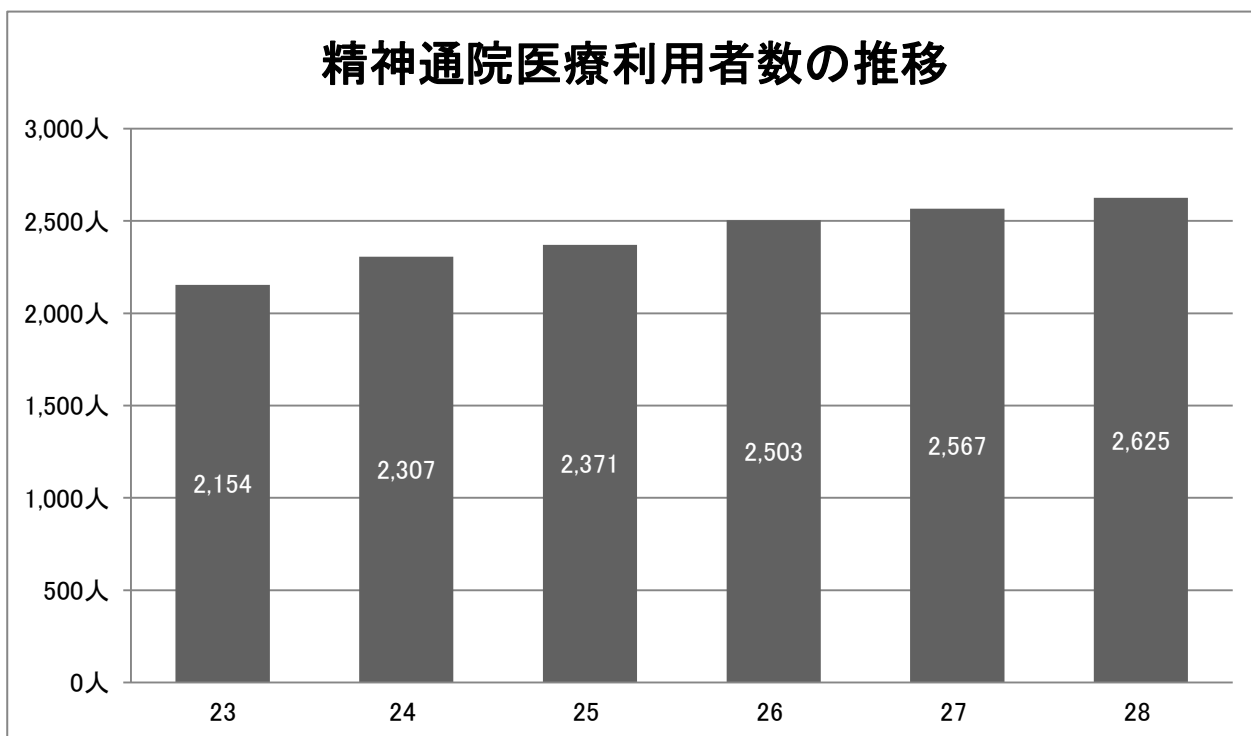


（精神障害者保健福祉手帳）精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年度末時点で1,197人となっており、平成26年度末時点と比べて、158人（15.2%）増加しています。また、2級の割合が全体の67.3%で約7割を占めています。

障害等級	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	133	138	152
2級	703	761	806
3級	203	215	239
合計	1,039	1,114	1,197

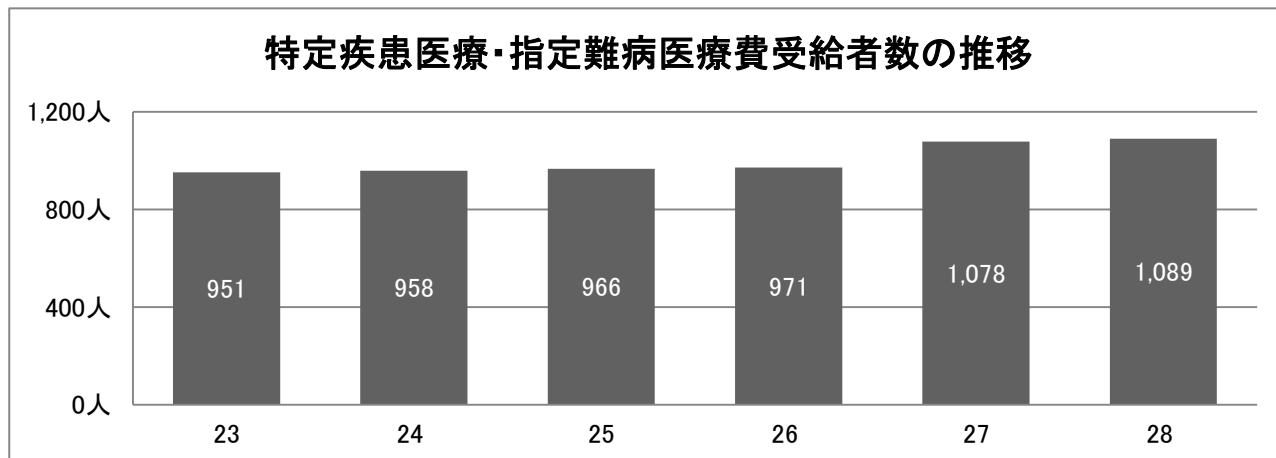
2 精神障害者の状況（精神通院医療利用者数の推移）

大牟田市の精神通院医療利用者数は、平成29年3月31日現在で2,625人で、利用者数は増加傾向にあります。（平成23年度から平成28年度の伸び率：21.9%）



3 難病の状況（特定疾患医療・指定難病医療費受給者数の推移）

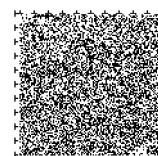
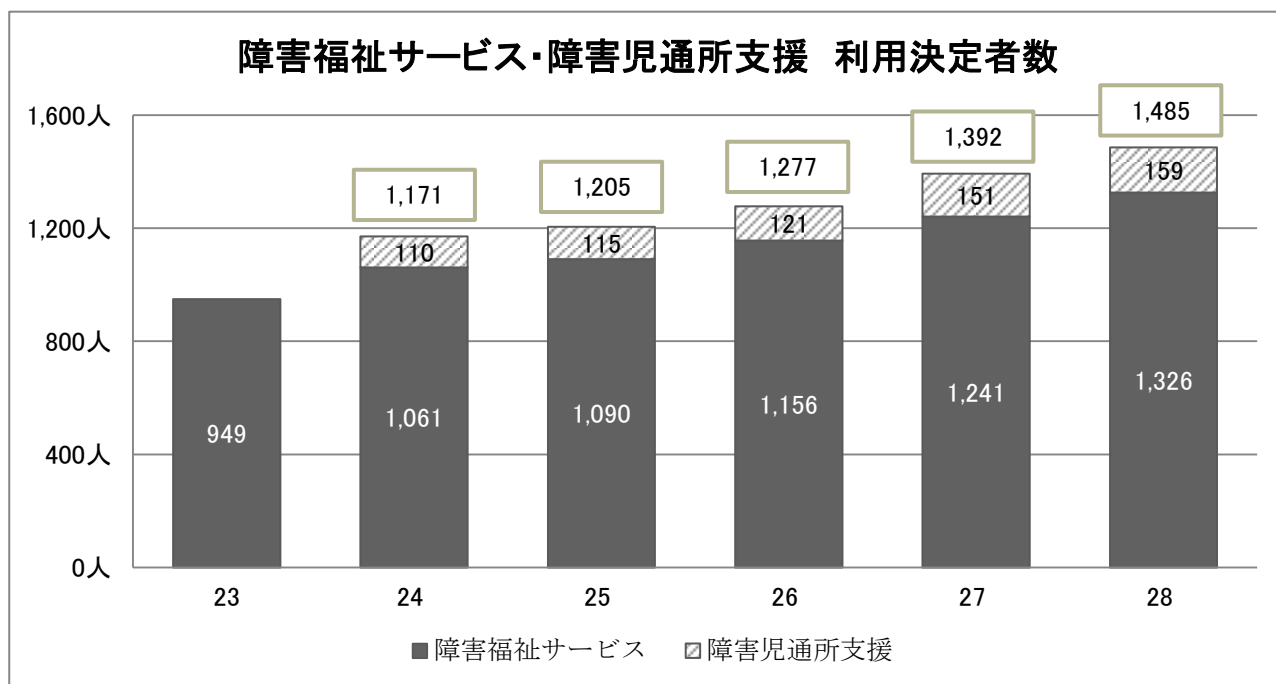
大牟田市の特定疾患医療・指定難病医療費受給者数は、平成27年1月1日から対象疾病が拡大されるなどの制度改正が実施されたことにより、受給者数は増加傾向にあります。（平成23年度から平成28年度の伸び率：14.5%）



4 障害福祉サービス等利用決定者数の推移

大牟田市の障害福祉サービスと障害児通所支援の利用決定者数（重複を含む）は、平成29年3月現在で1,485人です。利用決定者数は増加傾向にあります。なお、障害児通所支援は、児童福祉法改正により平成24年4月からサービスを開始しています。

（平成23年度から平成28年度の伸び率：56.5%）



第3章 障害福祉サービス等の成果目標及び見込量

本章では、国が定める基本指針に即して、平成32年度の成果目標を設定します。また、成果目標及びこれまでの実績等を考慮し、平成30年度から32年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定めて、大牟田市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

1 平成32年度の成果目標の設定

施設に入所している障害者等の地域生活への移行及び福祉施設の利用者の一般就労への移行等について、平成32年度における成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①施設入所から地域生活に移行する人の数

国の基本指針	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを目指す。
市の成果目標	22人
考 え 方	国の基本指針を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者数(236人)の9%である22人を地域生活に移行する者の数として設定しました。

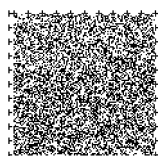
第4期計画の実績

目標値 (A)	30人
実 績 (B)	10人
達成率 (B/A)	33.3%

※目標値は平成29年度末の数値であるが、実績は平成28年度末で表示

②施設入所者の減少数

国の基本指針	平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
市の成果目標	5人(施設入所者数231人)
考 え 方	国の基本指針を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者数(236人)の2%である5人を施設入所者の減少数として設定しました。



第4期計画の実績

目標値 (A)	10人
実績 (B)	6人
達成率 (B/A)	60.0%

※目標値は平成29年度末の数値であるが、実績は平成28年度末で表示

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【新規】

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針	平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
市の成果目標	設置する
考え方	国の基本指針を踏まえ設定しました。

(3) 地域生活支援拠点等の整備 【新規】

国の基本指針	地域生活支援拠点等※1について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域※2に少なくとも1つを整備することを基本とする。
市の成果目標	1つ
考え方	国の基本指針を踏まえ設定しました。

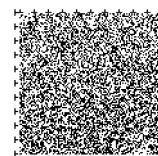
※1 地域生活支援拠点等…障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①緊急時の受入れ・対応、②相談支援機能、③体験の機会・場の確保、④専門性の確保、⑤地域の体制づくり）を確保し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス体制をいいます。また、地域生活支援拠点等整備のイメージとして、5つの機能を1つの事業所で確保する「多機能拠点整備型」と地域における既存の事業所等が有機的に連携し、分担して機能を担う「面的整備型」が国において示されていますが、地域の実情に応じた整備を行うものとされています。

※2 圏域…大牟田市は「有明圏域」に属し、「有明圏域」は大牟田市、柳川市及びみやま市の3市で構成されています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人の数

国の基本指針	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。
市の成果目標	24人
考え方	国の基本指針及び大牟田市障害者計画（平成27年度～31年度）の目標値を踏まえ、24人を就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定しました。 （平成28年度の一般就労への移行実績15人）



第4期計画の実績

目標値 (A)	20人
実績 (B)	15人
達成率 (B/A)	75.0%

※目標値は平成29年度末の数値であるが、実績は平成28年度末で表示

②就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針	平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することとする。
市の成果目標	110人
考え方	国の基本指針及び近年の実績等を踏まえ、平成28年度末における利用者数(91人)の2割増加の110人を就労移行支援事業の利用者数として設定しました。

第4期計画の実績

目標値 (A)	63人
実績 (B)	91人
達成率 (B/A)	144.4%

※目標値は平成29年度末の数値であるが、実績は平成28年度末で表示

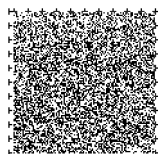
③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の基本指針	就労移行率が3割以上の事業所を、全体の5割以上とする。
市の成果目標	50%
考え方	国の基本指針どおりとします。

※平成29年10月末時点の大牟田市内の事業所数は6か所

④就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 【新規】

国の基本指針	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。
市の成果目標	80%
考え方	国の基本指針どおりとします。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置 【新規】

国の基本指針	平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
市の成果目標	1か所
考 え 方	国の基本指針どおりとしますが、既に1事業所が実施済みであり現状維持とします。

②保育所等訪問支援を実施できる事業所数 【新規】

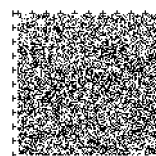
国の基本指針	平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
市の成果目標	2か所
考 え 方	国の基本指針どおりとしますが、既に2事業所が実施済みであり現状維持とします。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 【新規】

国の基本指針	平成32年度末までに主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保も可。
市の成果目標	各1か所
考 え 方	国の基本指針どおりとします。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 【新規】

国の基本指針	平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可。
市の成果目標	設置する
考 え 方	国の基本指針どおりとします。



2 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

障害福祉サービスの必要量の見込みに際しては、国の基本指針を踏まえつつ、近年の利用実績等を考慮し、見込量を定めました。

(1) 訪問系サービス

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

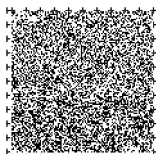
【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援などを総合的に行います。 (H30年度～ 医療機関への入院時も一定の支援が可能)
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がととも高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：上段 延利用時間／月、下段 実利用者数

サービス名	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問系サービス合計	7,809	8,490	8,232	8,440	8,653	8,563
	339	348	357	353	374	362
居宅介護	6,205	6,799	6,360	6,877	6,515	6,946
	274	285	287	294	299	299
重度訪問介護	425	389	468	314	514	288
	7	7	7	7	8	6
行動援護	24	16	24	22	24	10
	3	3	3	6	3	3
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0



同行援護	1,155 55	1,286 53	1,380 60	1,227 46	1,600 64	1,319 54
------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

※29年度実績は、29年10月末現在での見込み。

【第5期計画の見込量】

単位：上段 延利用時間／月、下段 実利用者数

サービス名	30年度	31年度	32年度
訪問系サービス合計	8,861 380	9,099 393	9,338 407
居宅介護	7,032 313	7,102 322	7,167 331
重度訪問介護	452 9	552 11	653 13
行動援護	24 7	25 7	27 7
重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0
同行援護	1,353 51	1,420 53	1,491 56

【見込量の考え方】

障害のある人が増えており、それに伴い訪問系サービスの利用者数も増えていきます。

居宅介護については、今後も増加傾向が継続していくと考え、見込量を定めました。

重度訪問介護については、平成30年4月からの制度改正により、医療機関への入院時も一定の支援が可能となることから、一定程度の利用が増えると考え、見込量を定めました。

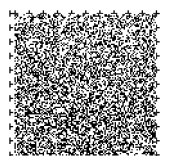
行動援護及び同行援護については、近年の実績やニーズが高いこと等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスについては、いずれのサービスも地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なものであり、障害のある人とその家族が安心して暮らせるよう、引き続き継続して実施するとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

また、相談支援事業の充実を図りながら、障害のある人が必要としているサービスを的確に把握し、必要なサービスの提供を実施します。

障害福祉サービス事業所へ同行援護や行動援護の従事者要件である研修制度等の周知を図り、人材確保の支援とサービスの質の向上について働きかけを行います。



(2) 日中活動系サービス（介護給付）

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう、「生活介護」や「療養介護」を提供します。

また、緊急時の対応やご家族の介護負担の軽減等のために「短期入所」を提供します。

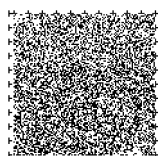
【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：上段 人日／月、下段 実利用者数

サービス名	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	7,783	8,208	8,019	8,157	8,255	8,188
	376	384	385	384	394	386
療養介護	837	868	837	961	837	921
	27	28	27	31	27	30
短期入所	96	117	106	194	116	101
	18	27	20	33	22	29
短期入所（福祉型）	84	101	92	171	100	79
	14	23	16	27	17	24
短期入所（医療型）	12	16	14	23	16	22
	4	4	4	6	5	5



【第5期計画の見込量】

単位：上段 人日／月、下段 実利用者数

サービス名	30年度	31年度	32年度
生活介護	8,239	8,321	8,404
	392	396	400
療養介護	1,023	1,054	1,085
	33	34	35
短期入所	194	211	227
	33	36	39
短期入所（福祉型）	171	184	196
	27	29	31
短期入所（医療型）	23	27	31
	6	7	8

【見込量の考え方】

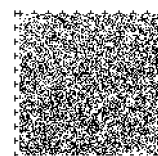
生活介護については、障害のある人が増えていることや近年の実績等を考慮し、利用者は今後も増加傾向が継続していくと考え、見込量を定めました。

療養介護及び短期入所については、近年の実績やニーズが高いこと等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

日中活動系のサービスは、障害のある人が住み慣れた地域において自立した社会生活及び日常生活を送るため日中の活動の場として重要なサービスです。障害のある人の増加や介護を行う人の高齢化などにより、利用者の増加が見込まれます。このため、障害のある人のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、事業者と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。

また、短期入所については、介護者のレスパイトや一時的に介護ができない場合に対応するため、市内外のサービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実に努めます。

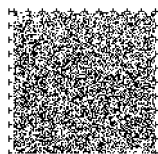


(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）

障害者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。また、視覚障害者に対する歩行訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では企業やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
就労定着支援 （平成30年4月新設）	就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面での課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて支援を行います。



【第4期計画における見込量と実績】

単位：上段 人日/月、下段 実利用者数

サービス名	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立訓練（機能訓練）	26	23	26	47	26	51
	1	1	1	3	1	3
自立訓練（生活訓練）	402	536	402	485	402	492
	26	32	26	25	26	27
就労移行支援	791	1,235	883	1,670	975	1,694
	51	67	57	91	63	91
就労継続支援A型 （雇成型）	1,264	2,754	1,498	3,418	1,731	3,527
	64	130	75	165	87	173
就労継続支援B型 （非雇成型）	3,925	3,933	4,374	3,977	4,824	3,884
	226	209	252	210	277	219

【第5期計画の見込量】

単位：上段 人日/月、下段 実利用者数

サービス名	30年度	31年度	32年度
自立訓練（機能訓練）	23	23	23
	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	519	519	519
	30	30	30
就労移行支援	1,835	1,927	2,019
	100	105	110
就労継続支援A型 （雇成型）	3,770	3,957	4,164
	182	191	201
就労継続支援B型 （非雇成型）	4,034	4,142	4,268
	224	230	237
就労定着支援	11	23	36

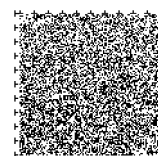
【見込量の考え方】

自立訓練については、近年の実績等を考慮して見込量を定めました。

就労移行支援については、平成32年度末の利用者数が平成28年度末の利用者から2割以上増加するとした成果目標に合わせ、見込量を定めました。

就労継続支援については、近年の急激な伸びが落ち着き、緩やかに増加していくと考え、見込量を定めました。

就労定着支援については、成果目標の就労人数を基本として3年の利用期間を考慮し、見込量を定めました。



【見込量確保のための方策】

日中活動系のサービスは、障害のある人が住み慣れた地域において自立した社会生活及び日常生活を送るため日中の活動の場として重要なサービスです。障害のある人のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、サービス事業者、障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等と連携し、障害のある人の就労に向けた支援を継続し、サービス量の確保に努めます。

また、平成30年度からの新規事業である「就労定着支援」については、就労した人の職場への定着が進むよう、サービス事業者や関係機関と連携を図り、サービス利用の促進に努めます。

(4) 居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、共同生活援助（グループホーム）などの施設に入所するサービスを提供します。

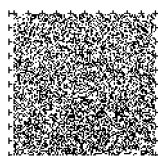
【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助 (平成30年4月新設)	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：人

サービス名	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
共同生活援助（グループホーム）	112	116	122	121	132	121
施設入所支援	240	241	236	236	232	235



【第5期計画の見込量】

単位：人

サービス名	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	133	141	150
施設入所支援	233	232	231

【見込量の考え方】

自立生活援助については、新規事業のため実績がないことから、毎年1人で見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者等の地域生活への移行の受け皿として、また、家族の高齢化による介護力の低下などにより、共同生活援助（グループホーム）へのニーズは高まっていることから、今後も増加すると考え、見込量を定めました。

施設入所支援については、平成32年度末の施設入所者数が平成28年度末時点から2パーセント以上削減するとした成果目標に合わせ、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人の日常生活を支えるサービスであり、利用希望者が多いことから市内の施設もほぼ定員に達している状況です。しかしながら、共同生活援助（グループホーム）は、施設入所者等の地域生活への移行の受け皿であり、また、家族の高齢化による介護力の低下などにより自宅での生活が困難となった場合の受け皿でもあることから、サービス事業者に対し、国の補助金制度の活用についての情報提供等を的確に行い、施設整備の促進を図っていきます。加えて、重度の障害のある人も対応可能な共同生活援助（グループホーム）の整備についても働きかけていきます。

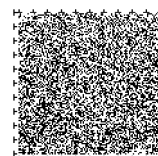
また、平成30年度からの新規事業である「自立生活援助」については、新規指定を受けたサービス事業者と連携し、サービス利用の促進に努めます。

（5）相談支援

障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用援助などの相談支援を実施します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成、事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。



地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業者への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

単位： 人/年

サービス名	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援合計	1,263	981	1,321	1,089	1,379	1,122
計画相談支援	1,257	981	1,309	1,089	1,361	1,122
地域移行支援	3	0	6	0	9	0
地域定着支援	3	0	6	0	9	0

【第5期計画の見込量】

単位： 人/年

サービス名	30年度	31年度	32年度
相談支援合計	1,157	1,192	1,228
計画相談支援	1,155	1,190	1,226
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

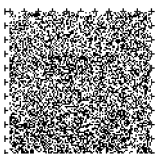
【見込量の考え方】

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となります。近年の障害福祉サービスの利用人数の推移や今後の見込みを考慮し、見込量を定めました。

地域移行支援及び地域定着支援については、近年の実績はありませんが、長期入院している障害者等の地域移行を推進する観点から、最少人数を目標値として定めました。

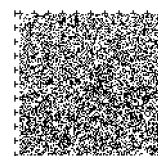
【見込量確保のための方策】

サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるように、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会や相談支援事業者、関係機関等のネットワークの強化を図り、地域の相談支援体制の充実に努めます。また、相談支援専門員の養成研修等への参加の促進を図り、ケアマネジメントを担う人材の確保を進めるとともに質の向上に努めていきます。



介護給付・訓練等給付サービス等の必要量見込み 一覧

区分	サービス 名 称	単位	必要見込量			
			30年度	31年度	32年度	
訪問系	訪問系サービス合計	時間/月	8,861	9,099	9,338	
		人	380	393	407	
	居宅介護	時間/月	7,032	7,102	7,167	
		人	313	322	331	
	重度訪問介護	時間/月	452	552	653	
		人	9	11	13	
	行動援護	時間/月	24	25	27	
		人	7	7	7	
	重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	
		人	0	0	0	
	同行援護	時間/月	1,353	1,420	1,491	
		人	51	53	56	
	日中活動系	生活介護	人日/月	8,239	8,321	8,404
			人	392	396	400
療養介護		人日/月	1,023	1,054	1,085	
		人/月	33	34	35	
短期入所（福祉型）		人日/月	171	184	196	
		人	27	29	31	
短期入所（医療型）		人日/月	23	27	31	
		人	6	7	8	
自立訓練（機能訓練）		人日/月	23	23	23	
		人	1	1	1	
自立訓練（生活訓練）		人日/月	519	519	519	
		人	30	30	30	
就労移行支援		人日/月	1,835	1,927	2,019	
		人	100	105	110	
就労継続支援A型		人日/月	3,770	3,957	4,164	
		人	182	191	201	
就労継続支援B型	人日/月	4,034	4,142	4,268		
	人	224	230	237		
就労定着支援	人	11	23	36		
居住系	自立生活援助	人	1	1	1	
	共同生活援助 （グループホーム）	人	133	141	150	
	施設入所	人	233	232	231	
相談支援	相談支援合計	人	1,157	1,192	1,228	
	計画相談支援	人	1,155	1,190	1,226	
	地域移行支援	人	1	1	1	
	地域定着支援	人	1	1	1	



3 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 相談支援事業

【サービスの実施内容】

① 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業者

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等の支援を行うとともに、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

イ 障害者自立支援・差別解消支援協議会

相談支援事業の中立・公平性を確保するための委託事業者の運営評価の実施や、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行います。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害や精神障害のある人に対し、成年後見制度の市長申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：か所（成年後見制度利用支援事業のみ人）

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
障害者相談支援事業者	4	4	4	4	4	4
障害者自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	5	3	5	8	5	8

【第5期計画の見込量】

単位：か所（成年後見制度利用支援事業のみ人）

	実施事業者数等		
	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業者	4	4	4
障害者自立支援・差別解消支援協議会※	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	8	9	10

※平成28年8月に組織の改編を行い、会の名称を変更

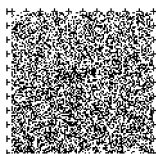
【見込量の考え方】

相談支援事業については、引き続き充実を図る観点から見込量を定めました。

また、成年後見制度利用支援事業については、近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

障害や相談内容の多種多様化、困難ケースの対応等障害のある人の生活課題の解決に向け、また、障害のある人が安心して継続して地域で生活できるよう、地域



の関係機関等との連携強化に向けた取組みを推進することにより、地域の相談体制の充実を図ります。

成年後見制度利用支援事業については、障害者相談支援事業所等と連携し、成年後見制度の利用が必要な方の支援を行い、適正な事業実施に努めます。

(2) 意思疎通支援事業

【サービスの実施内容】

聴覚、言語・音声機能などの障害のため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳、要約筆記者を派遣します。また、手話通訳を行う者を健康長寿支援課障害・援護担当に設置し、聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援します。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：件

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
総利用件数	1,055	889	1,081	895	1,107	802
手話通訳者派遣事業利用件数	225	233	230	196	235	200
要約筆記者派遣事業利用件数	10	1	11	3	12	2
手話通訳者設置事業利用件数	820	655	840	696	860	600

【第5期計画の見込量】

単位：件

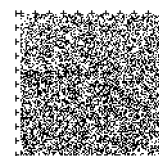
	30年度	31年度	32年度
総利用件数	943	943	943
手話通訳者派遣事業利用件数	240	240	240
要約筆記者派遣事業利用件数	3	3	3
手話通訳者設置事業利用件数	700	700	700

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

関係機関と連携しながら、引き続き提供体制の確保に努めるとともに、制度の周知広報を適切に行うことで、聴覚障害者等の円滑な意思の疎通を図ります。



(3) 日常生活用具給付等事業

【サービスの実施内容】

重度の障害のある人に、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：件

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
総給付件数	2,979	2,785	2,979	2,874	2,979	2,872
介護・訓練支援用具	7	2	7	3	7	7
自立生活支援用具	27	15	27	11	27	13
在宅療養等支援用具	15	10	15	25	15	14
情報・意思疎通支援用具	31	22	31	26	31	15
排泄管理支援用具	2,894	2,736	2,894	2,803	2,894	2,820
住宅改修費	5	0	5	6	5	3

【第5期計画の見込量】

単位：件

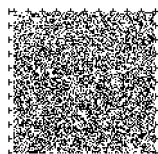
	30年度	31年度	32年度
総給付件数	2,914	2,952	2,990
介護・訓練支援用具	4	5	6
自立生活支援用具	13	13	13
在宅療養等支援用具	17	18	19
情報・意思疎通支援用具	21	21	21
排泄管理支援用具	2,856	2,892	2,928
住宅改修費	3	3	3

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

自立した生活を支えられるよう、障害のある人のニーズや実態に即した給付品目について検討し、適正な日常生活用具給付等事業の実施に努めます。



(4) 移動支援事業

【サービスの実施内容】

屋外での移動が困難な障害のある人に、社会参加のための外出の支援を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施事業者数	46	48	50	52	54	52
利用者数（人）	145	170	153	171	161	171
延べ利用時間数（時間）	23,765	28,763	24,995	26,793	26,224	26,851

【第5期計画の見込量】

	30年度	31年度	32年度
実施事業者数	53	54	55
利用者数（人）	173	175	177
延べ利用時間数（時間）	26,915	26,980	27,045

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

利用者の地域における自立生活及び社会参加のため、適切なサービスの提供に努めます。また、事業者に対し、障害の特性やニーズに対応できる提供体制の整備を働きかけ、サービスの向上を促進します。

(5) 地域活動支援センター事業

【サービスの実施内容】

日中の創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う基礎的事業に加え、下記に掲げる事業形態で実施することにより、障害のある人の地域生活の支援を行います。

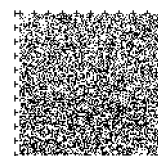
①地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業。

なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。

②地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な障害者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う事業。



③地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者団体等が実施する、通所による障害のある人のための援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている事業。

【第4期計画における見込量と実績】

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
設置箇所数	5	5	5	5	5	5
利用者数（人）	80	62	80	63	80	64

【第5期計画の見込量】

	30年度	31年度	32年度
設置箇所数	5	5	5
利用者数（人）	75	75	75

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

障害のある人の地域活動の支援及び社会との交流の促進を図り、広く情報提供を行うことにより利用者の確保に努め、事業所がもつ特性や機能を活かしていきけるよう支援していきます。

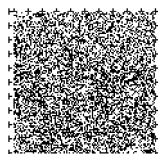
(6) 福祉ホーム事業

【サービスの実施内容】

障害のある人に対して、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に関する相談や助言等の支援を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	7	6	7	5	7	5



【第5期計画の見込量】

	30年度	31年度	32年度
実施箇所数	1	1	1
利用者数（人）	5	5	5

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

今後も地域生活への移行支援の取組みの一つとして適正な事業の実施に努めます。

(7) 訪問入浴サービス事業**【サービスの実施内容】**

本事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の障害のある人に対して、訪問による入浴サービスを提供します。

【第4期計画における見込量と実績】

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施事業者数	3	1	3	2	3	2
利用者数（人）	3	1	3	2	3	3

【第5期計画の見込量】

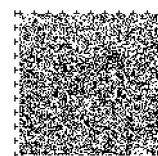
	30年度	31年度	32年度
実施事業者数	2	2	2
利用者数（人）	3	3	3

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

重度障害者の地域における生活を支援するため、引き続き事業の実施に努めます。



(8) 日中一時支援事業

【サービスの実施内容】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対し、障害福祉サービス事業所等において活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施事業者数	18	12	18	12	18	13
利用者数(人)	80	79	80	81	80	85

【第5期計画の見込量】

	30年度	31年度	32年度
実施事業者数	14	14	14
利用者数(人)	87	88	89

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

サービス提供体制は十分であるため、今後も利用ニーズに応じた支援を行えるよう適正な事業の実施に努めます。

(9) 社会参加促進事業

【サービスの実施内容】

障害のある人の社会参加を促進する取り組みとして、体力増強や交流等を図るスポーツ・レクリエーション教室開催等事業を実施します。

【第4期計画における見込量と実績】

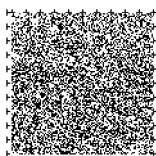
単位：人

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	900	896	900	828	900	820

【第5期計画の見込量】

単位：人

	30年度	31年度	32年度
利用者数	900	900	900



【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、また、障害のある人の社会参加を促進する観点から、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

関係団体と連携し、事業内容の充実及び広報紙、ホームページ、SNS等により事業の周知を図り、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

(10) 奉仕員養成研修事業

【サービスの実施内容】

聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進する担い手となる手話・点訳・朗読奉仕員を養成する奉仕員養成研修事業を実施します。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：人

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕員養成研修 修了者数	25	3	20	23	20	10
点訳奉仕員養成研修 修了者数	10	3	10	5	10	6
朗読奉仕員養成研修 修了者数	15	10	15	8	15	7

【第5期計画の見込量】

単位：人

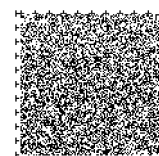
	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修 修了者数	20	20	20
点訳奉仕員養成研修 修了者数	10	10	10
朗読奉仕員養成研修 修了者数	10	10	10
要約筆記奉仕員養成研修 修了者数	10	10	10

【見込量の考え方】

近年の実績等を考慮し、見込量を定めました。

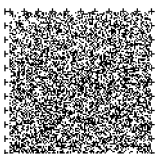
【見込量確保のための方策】

今後も増加する利用ニーズに対応できるよう関係団体と連携し、広報紙、ホームページ、SNS等により事業の周知を図るとともに、利用しやすい日程調整を行うことで受講者を増やし、より多くの奉仕員が養成できるよう意思疎通支援体制の充実に努めます。



(11) その他市が実施する事業

事業名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
生活訓練事業（聴覚障害者生活教室）	聴覚障害者に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行うことにより、聴覚障害者の自立と社会参加を支援します。
生活訓練事業（障害者のためのパソコン教室）	障害者等を対象に、個人にあったパソコンの操作方法や周辺機器を知り、社会参加の幅を広げる支援を行います。
入院時生活支援事業	入院中における生活支援を必要とする重度障害者に対し、入院生活上必要不可欠な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳・音訳等により必要な行政情報を提供します。



4 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 児童発達支援

【サービスの実施内容】

児童福祉施設等において、障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	367	431	367	324	367	255
	(人)	27	29	27	22	27	17

【第5期計画の見込量】

		30年度	31年度	32年度
利用者数	(人日/月)	442	442	442
	(人)	30	30	30

【見込量の考え方】

第4期の期間は減少傾向にあるが、早期療育を推進する観点から、見込量を定めました。

【見込量確保のための方策】

子育て支援担当部局と連携し、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じた十分なサービス量を確保することができるよう、療育の場の充実に努めます。

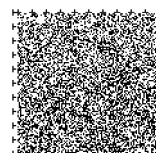
(2) 放課後等デイサービス

【サービスの実施内容】

授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設において、障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	562	1,112	670	1,308	779	1,187
	(人)	58	85	61	99	63	92



【第5期計画の見込量】

		30年度	31年度	32年度
利用者数	(人日/月)	1,440	1,519	1,585
	(人)	109	115	120

【見込量の考え方】

近年の急激な伸びが落ち着き、緩やかな伸び率で見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

障害児とその保護者（家族）のニーズに応じた十分なサービス量を確保することができるよう、療育の場の充実に努めます。また、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、サービス内容の質の確保を求めています。

(3) 保育所等訪問支援

【サービスの実施内容】

専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

(H30年度～ 保育所等の範囲に乳児院・児童養護施設を追加)

【第4期計画における見込量と実績】

		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	11	0	13	0	15	1
	(人)	9	0	11	0	13	1

【第5期計画の見込量】

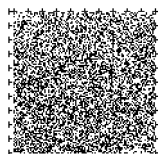
		30年度	31年度	32年度
利用者数	(人日/月)	4	4	4
	(人)	2	2	2

【見込量の考え方】

過去のサービスの利用状況や支給決定状況を踏まえて見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、事業者と連携して、サービス量の確保に努めます。



(4) 居宅訪問型児童発達支援 (平成30年4月新設)

【サービスの実施内容】

重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【第5期計画の見込量】

		30年度	31年度	32年度
利用者数	(人日/月)	2	4	6
	(人)	1	2	3

【見込量の考え方】

新規事業のため実績がないことから、毎年1人増で見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

児童発達支援等を実施している事業者等に対し、事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

(5) 医療型児童発達支援

【サービスの実施内容】

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

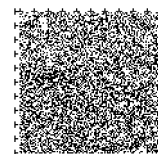
		27年度		28年度		29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	5	0	5	0	5	0
	(人)	1	0	1	0	1	0

【第5期計画の見込量】

		30年度	31年度	32年度
利用者数	(人日/月)	0	0	0
	(人)	0	0	0

【見込量の考え方】

過去の実績はありません。サービスを提供できる事業所が少なく、また、遠方しかないことから通所での利用が困難であると考えられ、今後も利用はないと見込んでいます。



【見込量確保のための方策】

県内をはじめ近隣の動向を注視しながら、障害児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めていきます。

(6) 障害児相談支援**【サービスの実施内容】**

サービスを利用する際に、障害児支援利用計画案の作成、事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。

【第4期計画における見込量と実績】

単位：人

	27年度		28年度		29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	124	150	132	164	140	169

【第5期計画の見込量】

単位：人

	30年度	31年度	32年度
利用者数	174	180	185

【見込量の考え方】

近年の急激な伸びが落ち着き、緩やかな伸び率で見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、必要なサービスを利用することができるよう、障害児相談支援事業者と連携し、相談支援の充実に努めます。また、相談支援専門員の養成研修等への参加の促進を図り、ケアマネジメントを担う人材の確保を進めるとともに質の向上に努めていきます。

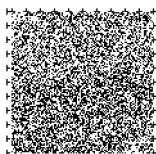
(7) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 (新規)**【サービスの実施内容】**

地域における医療的ケア児のニーズに対応するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【第5期計画の見込量】

単位：人

	30年度	31年度	32年度
配置人数	0	0	1

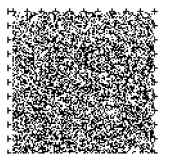


【見込量の考え方】

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされていることから、平成32年度までに1人の配置を見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

相談支援事業所等と連携し、また、医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場を利用しながら体制整備に努めます。



第4章 計画の推進

1 PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法第88条の2においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

2 計画におけるPDCAサイクル

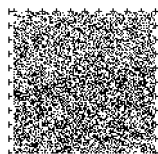
国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下の通りとします。

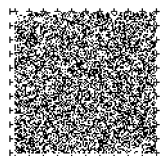
○成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、事業の進捗状況及び成果目標の達成状況等について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、その結果についてホームページ等で公表します。

○必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

3 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会との連携

「大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会」と連携し、障害者の実態や意見を把握しながら、本計画を推進します。





第5期大牟田市障害福祉計画

発行：大牟田市保健福祉部健康福祉推進室健康長寿支援課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2663

FAX 0944-41-2664

Eメール e-kenkouchoujuse01@city.omuta.fukuoka.jp

発行日：平成30年3月

